

【令和8年度】

ナイトタイム観光推進エリアの創出事業
指定地域募集要領

令和8年4月

東京都産業労働局観光部振興課

1 事業の目的

東京都は、ナイトタイム観光の振興に意欲のある地域を支援し、地域として持続可能なナイトタイム観光の取組の定着及び訪都外国人旅行者の誘致につなげることを目的として、「ナイトタイム観光推進エリアの創出事業」（以下「本事業」という。）を実施します。

2 ナイトタイム観光推進エリアの創出について

本事業におけるナイトタイム観光推進エリアの創出とは、地域のナイトタイム観光を推進するに当たり課題となる地域住民の理解促進や生活環境に配慮すべき点等を浮き彫りにし、地元自治体や、観光協会、エリアマネジメント、民間事業者、団体、住民等の連携による課題解決に取組み、持続的な賑わい創出を定着させることをいいます。

※「ナイトタイム」とは、日没前後から翌日の日の出前後までをいいます。

3 指定地域について

本事業では、ナイトタイム観光推進エリアとして東京都が指定した地域（以下「指定地域」という。）が主体となり、東京都が委託するプロモーターと共に事業を実施します。

なお、指定地域の決定に当たっては、本募集要領に基づき地域を募集します。

4 応募対象者及び申請に係る要件

本募集の対象は、以下の要件を満たす地域の協議会とします。

<要件>

- ・区市町村、主体的に地域振興や観光まちづくりに取り組む団体（エリアマネジメント、観光協会、商工会議所 等）を構成員として含むこと。
- ・構成員が2者以上であること。
- ・東京都及び東京都政策連携団体が構成員に含まれていないこと。（オブザーバーとしての参加は可能）

※申請時点で協議会が設立前でも応募可能です。

※法人格のある団体に限らず、任意の協議会も応募可能です。

※区市町村を構成員とすることができない場合、区市町村がオブザーバーとして参加することが必要です。なお、オブザーバー参加の場合でも事前に区市町村の同意を得ることが必要です。

5 計画の策定・提出

協議会は、地域の持続的な賑わい創出を目的とした計画を、「指定地域計画書（第2号様式）」により策定し、「9 申請から取組開始までの流れ」に基づき申請してください。

なお、以下の事項を必ず記載願います。

- (1) 協議会の名称
- (2) 対象地域（地図を別紙にて添付し、取組を行う範囲を示してください。）
- (3) 地域が抱えるナイトタイム観光に関する現状と課題
（地域住民や事業者の声も踏まえた内容としてください。）
- (4) (3) をふまえ課題解決に向けて新たに実施するナイトタイム観光推進の取組内容
- ・取組内容は地域の特色を生かし、外国人旅行者の誘客につながるものとしてください。
 - ・取組内容は、新たな取組（これまでに実施したことのない新たな取組又は既存の取組を本事業の目的のために新たな形に再構築した取組）としてください。
 - ・指定地域計画書及び企画書には以下のア～エの要素を必ず記載してください。
 - ア 取組の概要（取組の種類、取組の規模（予定数量）、取組のイメージ図、具体的なターゲット 等）
 - イ 取組により期待される効果（増加する来街者数の見込み 等）
 - ウ 本事業の取組を効果的に情報発信するための方法
 - エ 効果検証の方法

【ナイトタイム観光推進の取組の例】

- ・ナイトタイム観光の拠点となる施設の整備
- ・ナイトタイムも安心して楽しめる店舗等の認証制度の創設
- ・地域の特色を生かしたナイトタイムのイベントと地域回遊促進の仕組みの構築
- ・地域のナイトタイムの見どころを巡るツアーの造成
- ・ナイトタイムの観光プロモーションに関するマーケティング調査に基づいて行う情報発信・キャンペーンの実施 等

- (5) ナイトタイム観光に対して地域住民・事業者の理解や賛同を得るための方法

【例】

- ・地域住民や事業者との意見交換の場を設置する
- ・地域住民の取組への理解を促すシンポジウムを開催する
- ・地域住民や事業者へのアンケート調査を行う 等

- (6) 地域住民の生活環境に配慮する方法

【例】

- ・エリア内の混雑緩和に向けた取組
- ・旅行者と住民が共存するエリアで夜間にパトロールを行う
- ・ナイトタイム観光ルート沿いの清掃活動を行う
- ・旅行者へ観光マナーを啓発するポスター・パンフレットを作成する
- ・地域のナイトタイム観光振興と生活環境の両立を図るための共通認識を形成するためのガイドラインを策定する 等

- (7) 事業実施スケジュール（10月以降のスケジュールで作成ください）
- (8) 本事業実施後における、継続的なナイトタイム観光推進の取組予定
- (9) 経費内訳（概算の経費を「資金計画書（概算）」に記入してください）

6 取組の実施期限

令和10年1月31日（月曜日）まで

※取組開始はプロモーターの決定以降となります（10月開始予定）。プロモーターについての詳細は「10 指定地域決定後の流れ（事業実施体制）について」（P8参照）をご覧ください。

7 本事業の運営に必要な経費について

本事業の運営に必要な経費は、東京都の負担金及びその他の収入をもって充てます。
（東京都の負担金の額）

1 指定地域につき9,000万円を上限とします。

ただし、年度毎の上限額は以下のとおり

初年度（令和8年度）2,000万円、2年度目（令和9年度）7,000万円

※2年度目の内容は、東京都において本事業の令和9年度予算成立後に実施が確定します。

また、2年度目の実施にあたっては事業計画書を改めてご提出いただきます。初年度の指定地域決定をもって、全事業期間の経費負担を保証するものではありません。

※取組を実施するために最低限必要となる経費のうち、以下の対象経費にあたる経費で、各年度の以下の対象期間に発生し、支払を行った費用を支援の対象とします。

【対象期間】

初年度（令和8年度）

指定地域の決定後、協定書の締結の日から令和9年3月31日まで

2年度目（令和9年度）

令和9年4月1日から令和10年1月31日まで

【対象経費一覧】

経費項目	備考
委託費	例：マーケティング調査費用、企画費用、イベント等の設営及び運営費用（警備等も含む）、コンテンツ制作費用、施設整備の施工管理 等
工事費	例：施設整備のための工事費用、機材の取付工事費用 等

機器・設備・備品等の賃借料又は購入費	※単なる機器・設備・備品等の更新に係る費用は除く。
事業周知に要する経費	
土地及び建物の賃借料	例：イベント会場の賃借料および附帯設備利用料、施設整備する土地の賃借料
出演料	
賠償責任・傷害保険等に係る経費	例：イベント参加者に対する賠償責任・障害保険 等 ※動産の保険、イベント中止保険等は除く。
消耗品の購入経費	※事業実施に直接必要なものに限る。
効果測定に係る経費	例：アンケート調査費用、データ分析費用
事務局の運営に要する経費	例：旅費、通信費、会議費
その他諸経費	※事業実施に直接必要なものに限る。

【対象外経費】

(1) 「対象経費一覧」に記載のない経費

区 分	摘 要
土地の取得、賃借、造成及び補償に係る経費	本事業の実施に必要な土地の賃借を除く
飲食に係る経費	
経常的な性格を有する経費（光熱水費、施設設備等の維持管理に係る経費等）	
協議会を構成する団体に属する者の全ての経費	協議会を構成する団体の従業員の人件費 等
旅費の特別料金	航空・船舶・鉄道等交通機関の特別料金（ファースト・ビジネス・グリーン車料金等）
金券等購入費	本事業の実施に必要な交通費、郵便費、収入印紙の購入費を除く
租税公課	消費税及び地方消費税、印紙税、道路占用料・道路使用料を除く
委託契約において委託先の資産となるもの	
借入金等の支払利息及び遅延損害金	
その他事業に直接関係しない経費	儀礼的経費、使用実績のないもの等

(2) 他の補助金等を一部財源とする事業

本事業以外の東京都・東京都政策連携団体（公益財団法人東京観光財団・公益財団法人東京都中小企業振興公社 等）・国・都道府県・区市町村や第三セクター等からの補助金等を一部財源とする事業をいう。ただし、東京都や区市町村補助金等の

うち、団体に交付される運営費や負担金などの、特定の事業への用途を指定されていない補助金等は除く。

- (3) 契約、取得、実施及び支払までの一連の手続が対象期間内に行われていない経費
- (4) 事業の実施に関係のない設備等の購入、業務委託等の経費、申請書に記載のない経費
- (5) 見積書、契約書、仕様書、請求書、振込控、領収書等の帳票類に不備がある経費
- (6) 通常業務・取引と混合して支払が行われており、本事業の対象経費の支払が明確に区分できない経費
- (7) 他の取引と相殺して支払が行われている経費
- (8) 他社発行の手形や小切手により支払が行われている経費（原則は振込払い。）
- (9) 汎用性があり、目的外使用になり得る経費
- (10) 一般的な市場価格又は事業規模に対して著しく高額な経費
- (11) 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- (12) その他東京都が対象外と認める経費

○契約・購入先の制限

協議会から協議会を構成する団体やその団体の構成員（議決権を有しない会員は除く）に対して支払う経費は、原則対象外とします。一度、他の業者を介して再委託等を受ける行為や、協議会及びその構成員に最終的に負担金を原資とする資金が還流する行為等も同様とします。

○ポイントカードの使用について

ポイントカードは原則、使用しないでください。

やむを得ずポイントの付与がある場合は、当該ポイント分を実績報告時に任意様式にて報告してください。この際、原則、1ポイント1円換算として対象経費から除外します。※クレジットカードによる支払や、カードを用いないWeb決済時等のポイントの付与も同様の扱いとします。

○収入の適切な管理、申告について

収入（入場料、協賛金、寄付金等、当該事業に係る一切のもの）については、経理上の帳簿等で適切に管理してください。

8 協議会の構成員等

協議会及び協議会の全ての構成員は、以下の要件を全て満たすものとします。

- (1) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- (2) 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第3号

に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。)、暴力団 (同条第 2 号に規定する暴力団をいう。) 及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。

- (3) 過去5年間に、公益財団法人東京観光財団、公益財団法人東京都中小企業振興公社、国、都道府県、区市町村等から補助事業の交付決定取消等を受けていないこと、又は法令違反等不正の事故を起こしていないこと。

9 申請から取組開始までの流れ

(1) 申請受付期間

令和8年4月23日 (木曜日) から6月1日 (月曜日) まで

(2) 申請方法

受付期間中に必要書類を「①書面の提出について」のとおり郵送してください。郵送と併せて「②電子データによる提出について」のとおり電子データも同時にご提出ください。

①書面の提出について

P10「申請時必要書類一覧 (別紙1)」に記載されている必要書類を、「簡易書留」等配達記録が残る方法により次の宛先まで送付してください (17時必着・持参でも可)。

【提出先】

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎19階

東京都 産業労働局 観光部 振興課 事業支援担当

封筒に「ナイトタイム観光推進エリアの創出事業 申請書在中」と記載してください。

②電子データによる提出について

「①書面の提出について」で郵送した書類のデータをメールにてご提出ください。
(17時00分00秒までに着信していることが必要です。)

【メールアドレス】

S0000701@section.metro.tokyo.jp

(3) 指定地域の決定

審査を経た上で、1地域決定します (予定)。

【審査方法】

書面審査・プレゼンテーション形式審査会を行い、指定地域を決定します。審査会の日程等については、別途お知らせします (6月中旬を予定)。審査会には協議会より1~3名程度が出席してください (対面形式またはオンライン形式を予定)。

なお、必要に応じて、申請書類について電話等による内容確認を行う場合があります。審査では、必要性、有効性、持続可能性、継続性、実現可能性等を総合的に審査します。

(審査の視点)

- ア 必要性： 当該地域の抱える課題が適切に検討され、課題の解決策として有効な取組内容となっているか。
- イ 有効性：
 - ・地域の特色が生かされており、ナイトタイムの誘客の促進、持続的な賑わいの創出に向けて効果的な取組内容となっているか。
 - ・外国人旅行者の誘客につながる取組内容になっているか。
- ウ 持続可能性： 地域の住民・事業者の声を反映する仕組みや、生活環境への配慮の方法が適切であり、持続可能な取組となっているか。
- エ 継続性： 本事業実施後も、当事業の成果を活かし、継続的に実施される計画となっているか。
- オ 実現可能性： 取組の規模やスケジュール、経費等は適当であるか。地域内の合意形成について課題は生じていないか。

(4) 審査結果等

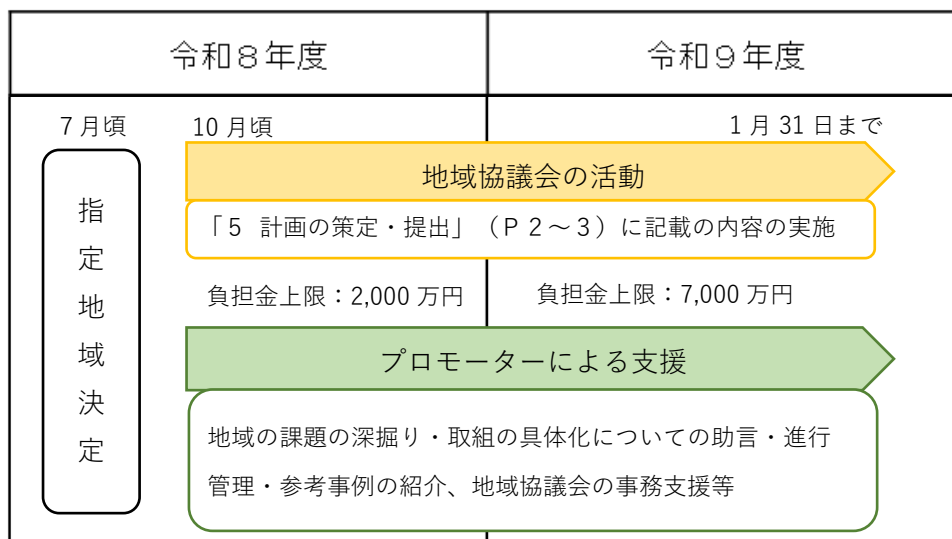
- ア 審査の結果、適正と認められる場合は、指定地域の決定を「決定通知書（第4号様式）」で通知します。
なお、指定地域として決定しない場合、その旨を「非決定通知書（第5号様式）」により通知します。
- イ 審査内容については一切お答えできません。
また、審査結果に対する異議の申し立ては受け付けません。

10 指定地域決定後の流れ（事業実施体制）について

- (1) 指定地域の決定を受けた協議会（以下「地域協議会」といいます。）と東京都において協定書を締結します。なお、協定書の締結の前に、本事業の運営に必要な経費について、金額の根拠となる資料（見積書等）をご提出いただきます。
- (2) 協定書の締結後、東京都の負担金（令和8年度分・上限2,000万円）を地域協議会にお支払いします（※）。
- (3) 取組期間中は、取組を伴走支援するプロモーター（民間事業者）と協力し、一体となって取組を進めていただくこととなります。
プロモーターは、地域協議会の取組内容に応じて東京都が公募し、委託契約を行います。プロモーターは地域の課題の深掘り・取組の具体化についての助言や進行管理、参考事例の紹介や地域協議会の事務支援等を行うことで、円滑な取組の実施をサポート

ートします。

※負担金は「7 本事業の運営に必要な経費について」(P4 参照)に定める各年度の「対象期間」の後に、それぞれ精算を行います。対象期間の後には、本事業の運営に実際に要した経費等を実績報告書にてご報告いただきます。その際、東京都の負担金及びその他の収入の合計額を下回る場合は、その差額を東京都に返還するものとします。



▲指定地域決定後のイメージ

1.1 その他留意事項

(1) 指定地域決定の取消し

以下のいずれかに該当する場合、指定地域の決定を取り消すことがあります。

ア 偽りその他不正の手段により申請書類を作成したとき。

イ 協議会または協議会の構成員(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が暴力団員等(東京都暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員等)に該当するに至ったとき。

(2) 事業実施にあたり必要な条件の付与

指定地域の決定の際、事業実施にあたり必要な条件を付す場合があります。

(3) 定期的な報告

取組期間中は、取組の進捗状況について定期的に東京都へのご報告をお願いします。

(4) 事業効果の公表

本事業で実施した取組については、都の公式ホームページ等で公表する場合があります。また、都が実施するナイトタイム観光に関する講演会で、先進事例として取組をご紹介します場合や、指定地域の協議会の方に講演会でご登壇いただく可能性がございます(取組期間中に1回程度を想定)。あらかじめご了承の上、ご申請ください。

【申請時必要書類一覧】

○ 申請書類

	交付申請書類	留意事項等
<input type="checkbox"/>	指定地域申請書（第1号様式）	
<input type="checkbox"/>	指定地域計画書（第2号様式）	別紙を含む
<input type="checkbox"/>	申請に係る企画書（様式任意）	審査会で使用するもの等
<input type="checkbox"/>	誓約書（第3号様式）	別紙を含む
<input type="checkbox"/>	これまでに主体的に地域振興や観光まちづくりに取り組んできた実績（様式任意）	申請協議会またはその構成員が主体となった実績
<input type="checkbox"/>	その他必要に応じて提出を依頼するもの	別途指示があった場合にご提出ください。
	協議会の構成員に関する書類 ※すべての構成員	留意事項等
<input type="checkbox"/>	定款又は会則（規約）（写）	最新のもの
<input type="checkbox"/>	役員名簿（写）	最新のもの
<input type="checkbox"/>	印鑑証明書（原本）	・発行後3か月以内のもの ・協議会の代表となる団体以外は提出不要
<input type="checkbox"/>	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（原本）	発行後3か月以内のもの 任意団体の場合は不要
<input type="checkbox"/>	社歴書・団体概要（会社概要、パンフレット等でも可）	最新のもの
<input type="checkbox"/>	当該年度の事業計画書	総会資料など
	協議会に関する書類	留意事項等
<input type="checkbox"/>	会則（規約）（写）、協議会の設置または運営要綱（写）等	最新のもの。協議会が設立前の場合は、案段階での提出も可とする。
<input type="checkbox"/>	申請事業の実施を議決した協議会議事録（写）	協議会の意思決定を確認するため、議事録を提出すること。協議会の各構成員が、協議会の申請について同意していることを確認できる書類でも可（オブザーバー参加についても同意書が必要です）。

※ 区市町村については「協議会の構成員に関する書類」の提出は不要です。

- ※ 東京都にご提出いただいた指定地域計画書、申請に係る企画書等の内容は、プロモーターの公募にあたり共有させていただきます。
- ※ 申請様式については、東京都産業労働局のHPからダウンロードをお願いします。
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/tourism/kakusyu/nighttime-area/>
- ※ 実績報告書の様式については、指定地域の決定後に詳細をお伝えします。

【問い合わせ先】

東京都 産業労働局 観光部 振興課 事業支援担当

電話番号：03-5000-7320